



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第23号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1989, 23, p. 1-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78833
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番文書にみえる四・五世紀の元号再論(上)

—侯燦「晋至北朝前期高昌奉行年号証補」を読む—

關尾史郎

【はじめに】

かつて私は標題の問題について、いくつかの小論をおおやけにしたことがあった¹⁾。それは、元号そのものに対する関心と、その元号が用いられた政治的・社会的な背景に対する関心のふたつに支えられたものであったが²⁾、不十分ながら私としては初めて出土文書に対する多角的・徹底的な分析を試行したものであった。しかし私の所説は結果として中国における多くの研究成果と相容れないものとなってしまった。侯燦氏(新疆師範大学歴史系)の所説もこのような成果のうちのひとつであるが、最近侯氏は旧稿「西晋至北朝前期高昌地区奉行年号之探討」³⁾を補強すべく、新たに各種の出土文物や編纂史料を利用して副題に掲げたような論稿を発表された⁴⁾。従来注目されることのなかった『開元釈教錄』中の前凉の元号に関する記述を紹介するなど評価されるべき点もあるが、残念ながら日本における研究成果に対してはほとんど顧慮が払われておらず⁵⁾、今回も私の所説と相容れない点が少なくない。これがこの小文の作成を思い立った所以であるが、ここでは「白雀」、「龍興」、および「建平」の三つの元号を中心にしてあらためて私見を述べ、あわせてそのほかの元号についてもふれてみたいと思う。

【「白雀」について】

周知のように、この元号は後秦政権のもので、成立当初の三八四年四月から三八六年四月まで用いられた元号である。一九二八年に黄文弼氏によって吐魯番の哈拉和卓から将来された「白雀元年九月某人随葬衣物疏」(北京・歴史博物館蔵)が、吐魯番でこの元号が用いられていたことを示す唯一の史料であるが、これも周知のように、編纂史料は関中に成立したばかりの後秦と吐魯番を支配していた勢力が政治的な関係を有していたことを語ってくれない。そこで侯燦氏は、後秦成立直後の吐魯番を含めた凉州の政治状況と、当該衣物疏の出土状況と様式というふたつの面から、この「白雀」なる元号は後秦のそれではなく、麹氏高昌国以前の諸氏高昌国、具体的には闕氏高昌国の成立(四六一年)直後に用いられたものであるとする。これは当該衣物疏の「白雀」も後秦のそれであるとした呉震氏の所説⁶⁾やそれを継承した私の所説とは全く相容れないものである。

先ず凉州の政治状況についてだが、成立直後の後秦は局地的な政治権力にすぎず、当時前秦の凉州刺史だった梁熙も、その部下で高昌太守だった楊翰も、またこの直後に梁熙を倒して後凉をたてる呂光も、いずれも後秦の元号を奉用したことはなく、とくに梁熙と呂光はともに前秦を奉ずるという立場で相互に責任を追及していたことを指摘する。また後秦成立直前の三八四年三月や成立直後の三八六年正月という時点で、前秦の「建元」なる元号が吐魯番においても用いられていたことは、文書から明らかであるという。

次いで当該衣物疏の出土状況と様式については、『吐魯番出土文書』(以下、『文書』)に収録された全四三点の衣物疏中、「五胡十六国」時代のもの一〇点、高昌国時代のもの三〇点、および唐代

のもの三点と、高昌国時代のものが圧倒的に多いこと（したがって当該衣物疏も高昌国時代のものである蓋然性が高いということなのだろう）、しかし麹氏高昌国についてはその全ての元号が判明しているの、それ以前の諸氏高昌国時代に属すると考えられ、しかも様式もこのような推測と矛盾しないことの二点を指摘し、具体的には麹氏高昌国が柔然の元号を奉用する以前、つまりその成立直後に用いた元号であるとする。

侯氏の指摘をまつまでもなく、たしかに成立直後の後秦は局地的な政治権力にすぎなかった。しかし既に呉震氏が説いているように、後秦の姚萇と梁熙は個人的に旧知であったばかりか、梁熙の属官のなかには、姚萇やかれを助けて政権の運営に当たった尹氏などと同族、同郡にして同姓の出身者が含まれており、かれらが後秦を承認し、その支配を受容する意志表示として、「白雀」なる元号を奉用することは十分に考えられるところなのである。梁熙は独断で西域遠征から帰還した呂光の責任を追及しているが、それはあくまでも呂光に対して自己の涼州支配を正当化するための手段としての方便であって、それ以上ではない。もしかれに前秦を奉ずる意志が本当にあったのなら、そしてそれによって自己の涼州支配を強化しようとする意志があったのなら、前秦の王室の一員である苻洛を殺害するという挙には出なかったであろう。また吐魯番において、後秦成立直前の三八四年三月に前秦の「建元」なる元号が用いられていたとしてもなんら不思議はないし、梁熙は三八五年九月に呂光によって打倒されてしまうのであるから、それ以後あらためてこの元号が復活するのめけだし当然であって、梁熙による「白雀」の奉用となんら矛盾するものではない。

二点目の当該衣物疏の出土状況と様式については、そもそも根拠とはなりえないものである。衣物疏の統計方法とその結果に対する疑義はともかくとしても⁷⁾、侯氏自身が指摘しているように、吐魯番における衣物疏の初出は、まさにこの三八〇年代中頃であり⁸⁾、三八四年九月に当該衣物疏が作成されたと考えてもなんら不都合はない。ましてやその品目の量詞や付加文言など文書の様式から判断して、当該衣物疏が五世紀後半の高昌国時代まで下りえないことは既に述べたところである⁹⁾。これに対して侯氏の様式論は馬雍氏の所説¹⁰⁾ を上げるのみで、独自性や具体性に乏しく、説得力があるとはどうしても思えない。したがって当該衣物疏の「白雀」は後秦のそれであり、その元年は三八四年以外にはありえないのである。

「正史」以下の編纂史料だけから、成立直後の後秦と涼州を支配していた勢力との間に政治的な関係が実現されていたことを証明することはおそらく不可能であろう。しかし出土文書に対する多角的・徹底的な分析によってその可能性がわずかづつながらみえてくるのであり、編纂史料に対する新たな解釈の可能性もそこから生まれてくるのであって、この元号はまさにその典型的な事例といえよう。

【「龍興」について】

この元号を有する出土文書も、「龍興某年宋洋妻霍氏随葬衣物疏」（75TKM:96:15,16 〈録〉『文書』Ⅰ、六一頁～六二頁）と命名された衣物疏が一点あるにすぎない。しかもこの元号は「白雀」と違って編纂史料には全くみえていないので、当該衣物疏がその唯一無二の史料ということになる。したがって西暦への比定はほとんど不可能に近いといわざるをえない。侯氏は呉震氏がこれを後涼の「龍飛」（三九六年～）か夏の「龍昇」（四〇七年～）とみて、その作成年代を四世紀末から五世紀初頭頃としたのを批判し、やはり麹氏高昌国以前の諸氏高昌国時代、具体的には「白雀」と同じく麹氏高昌国の前期の元号としている。

たしかに侯氏が指摘しているように、呉氏の所説は成立しがたい。しかしそれと同じように、あるいはそれ以上に侯氏の所説は成立しがたい。その理由は、やはり「白雀」の場合と同じく、品目の量詞や付加文言など文書の様式から判断する限り、当該衣物疏の作成年代も五世紀後半の高昌国時代までは下らないと判断できるからである¹¹⁾。にもかかわらず、侯氏がこのような推定を下したのは、五世紀前半に吐魯番で用いられていた元号は既に全て明らかにされており、かかる元号が用いられて

いた期間を新たに設定できる余地がないと判断してのことであろうが、ではなぜ五世紀前半の古い様式を有する衣物疏が五世紀後半という時点で作成されなければならなかったのか、という疑問が新たに出てくるし、四二〇年代から四三〇年代に集中している七点の伴出文書の紀年との矛盾を解明する必要もあろう¹²⁾。これらの問題が克服されない限り、侯氏の所説が支持されることはないだろう。

くりかえすが、衣物疏としての書式や伴出文書の紀年などから判断して、当該衣物疏が五世紀前半に作成されたことは疑いのないところである¹³⁾。たしかにこの時期、とりわけ四二〇年代から四三〇年代にかけて吐魯番で用いられていた元号はほぼ完全に明らかになっているので、これを西暦に比定することはきわめて困難である。しかし出土文書に即した検討結果がかく示されたからには、それを軽視することはできないのであって、むしろこの元号が本当に特定の政治権力によって作成・使用されたものなのか、という点をも懷疑していく必要があろう。出土文書に記された元号のなかには、私元号も含め、書き換えや書き誤りの類は一切なかったと断言できる保証はどこにもないのだから。

(未完)

【註】

- (1) ①「北凉政権と『真興』奉用」(『東洋史苑』第二号、一九八二年)、②「前凉『升平』始終」(『集刊東洋学』第五三号、一九八五年)、③「『縁禾』と『延和』のあいだ」(『紀尾井史学』第五号、一九八五年)、④「『建平』の結末」(『新潟史学』第一九号、一九八六年)、⑤「『白雀』臆説」(『上智史学』第三二号、一九八七年)、⑥「『龍興』紀年の随葬衣物疏考」(『史朋』第二号、一九八七年)。以下、これらからの引用は、それぞれの冒頭に付した番号によって示す。
- (2) ⑤、六六頁～六七頁、参照。
- (3) 『考古与文物』一九八二年第二期。
- (4) 『南都学壇』一九八八年第四期(ただし私が実見したのは、『(復印報刊資料)魏晉南北朝隋唐史』一九八九年第一期に再録されたものである)。なお侯燦氏の一九八八年までの主要著作については、本誌第五号に目録が掲載されているが(第一二号も併照)、本稿と註(8)に上げた論稿の二篇を追加されたい。
- (5) 註②に、池田温、白須淨真両氏の論稿の一部と、註(1)に上げた私の論稿の一部を引いているが、これは日本における研究成果のごく一部にすぎず、しかも自説との異同についてはふれるところがない。
- (6) 呉震「吐魯番文書中の若干年号及相關問題」(『文物』一九八三年第一期)。以下、本文に紹介する呉震氏の所説は全てこれによる。
- (7) 周知のように『文書』に収録されている以外にも、今世紀初頭にスタインや大谷探検隊によって将来された衣物疏が六点ばかりあり(小田義久「吐魯番出土葬送儀礼関係文書の一考察—随葬衣物疏から功德疏へ—」(『東洋史苑』第三〇・三一号、一九八八年)、参照)、これらを含めれば、「五胡十六国」時代のもものは最低でも一一点、断定が困難なものも合わせれば一三点に達する(⑥、二二頁、参照)。
- (8) ア斯塔那三〇五号墓から年次未詳の衣物疏が二点ばかり出土しているが(59TAM305:8, 17〈録〉『文書』I、九～一〇頁)、同墓からは建元二〇(三八四)年三月の紀年を有する文書が伴出しているので(⑤、七〇頁、参照)、衣物疏もその直後に作成された蓋然性が高いといえよう。このことは侯燦氏自身も認めるところである(侯燦「吐魯番晋—唐古墓出土随葬衣物疏綜考」(『新疆文物』一九八八年第四期)、参照)。
- (9) ⑥、一八頁～一九頁、二二頁、参照。
- (10) 馬雍「吐魯番的“白雀元年衣物券”」(『文物』一九七三年第一〇期〈新疆社会科学院考古研究所編『新疆考古三十年』烏魯木齊 新疆人民出版社、一九八三年、所収))。しかし馬雍

氏も積極的に五世紀後半説を主張しているわけではない。書体や様式などから判断する限り、四世紀後半までさかのぼりうることは馬雍氏も認めるところである。

- (11) ⑥、一八頁～一九頁、二二頁、参照。
- (12) ⑥、一四頁、参照。
- (13) 作成年代をより限定すれば、四三二年以後、四四二年以前である可能性が高い(⑥、二〇頁、参照)。

(一九八九年九月二四日稿了)

■ 紹介 史念海主編『唐史論叢』(西安 陝西人民出版社 三秦出版社)

陝西師範大学の唐史研究所に所縁のある研究者による成果を収録したこの『唐史論叢』は先に第二輯と第三輯が陝西人民出版社から出版されていたが、このたび第一輯(陝西人民出版社、一九八八年三月、四二一頁)と第四輯(三秦出版社、一九八八年六月、三〇六頁)が出版された。第一輯には一五篇、第四輯には一三篇、二〇人の研究者による計二八篇の論稿が収録されている。第一輯冒頭におかれた史念海氏の序言では、従来からの編纂史料とともに、敦煌・吐魯番文書、各地から出土した墓誌、および西安郊外に散在する陵墓など、出土文物や遺跡に注意が喚起されると同時に、唐史研究所がこの『唐史論叢』の編纂などを通じ、各地の研究者と協力して使命を果たす決意が述べられている。

「序言」にあるごとく、史念海「開元天寶時期長安的文化」、曹爾琴「唐長安の東市和西市」(以上、第一輯)、田延柱「張議潮伝」(第四輯)などのように出土文物を用いたり、黄永年「《秦婦吟》通釈」(第一輯)のように出土文物自体をテーマとした論稿が多いのが特色である。もちろん吐魯番出土文書を駆使した論稿も、楊際平「唐代西州欠田、退田、給田諸文書非均田説一兼与日本学者西村元佑、西嶋定生先生商榷一」(第一輯)、盧開萬「貞観以後唐政府在北方的限奴措施」(原載:『魏晉南北朝隋唐史資料』第五期、一九八三年)、黄新亚「唐初徭役考辨」(以上、第四輯)などをはじめとして少なくない。とくに楊氏の論稿は、既に注目を浴びている同氏の「唐代西州欠田、退田、給田諸文書非均田説補証一兼論唐代西州的兩種授田制度一」(韓国磐主編『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』厦門 厦門大学出版社、一九八六年)のいわば本論に相当するものであり、これによってようやく楊氏の均田制否定説の全貌が明らかになったわけで、この点だけをとっていても本書の意義の大きさがわかる。

もちろん本書は、編纂史料やそれに基づいた研究を軽視しているわけではなく、牛致功「關於唐太宗纂改《実録》的問題」や周紹良「《資治通鑑》勘誤舉例」(以上、第一輯)などは、編纂史料に対する厳密な批判的姿勢なくしては不可能な成果といえよう。また李得賢「黄河九曲新考」(第一輯)や、史念海「論唐代前期隴右道的東部地区」(第四輯)といった歴史地理に関する論稿が目立つのもこのシリーズの特色であろう。

このほか中央アジアに関するものを上げておくと、楊廷福「玄奘生平系年初考」(第一輯)、李得賢「隋煬帝西巡道路中幾個地名的考実」(第四輯)などがあり、前者は玄奘が当時の高昌国に滞在したのを麴文泰の延壽六(六二八)年としているが、六二八年は延壽五年の誤りであろう。

(N)

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)